

1, 「道の駅」の基本コンセプト

「道の駅」は、一般道路を利用する方が気軽に快適に利用できる「休憩機能」、道路情報や地域情報を提供する「情報発信機能」、地域と道の駅、道の駅と道の駅等、新たな連携により、活力ある地域づくりを行うための「地域の連携機能」の3つの機能を併せ持つ休憩施設であり、「地域と共につくる個性豊かなにぎわいの場」をつくることを基本コンセプトとしている。

「道の駅」の整備方法は、道路管理者と市町村等で整備する「一体型」と市町村が全て整備を行う「単独型」の2種類があり（図-1）、平成28年5月現在、全国で1093駅、九州地方では127駅が登録されている。

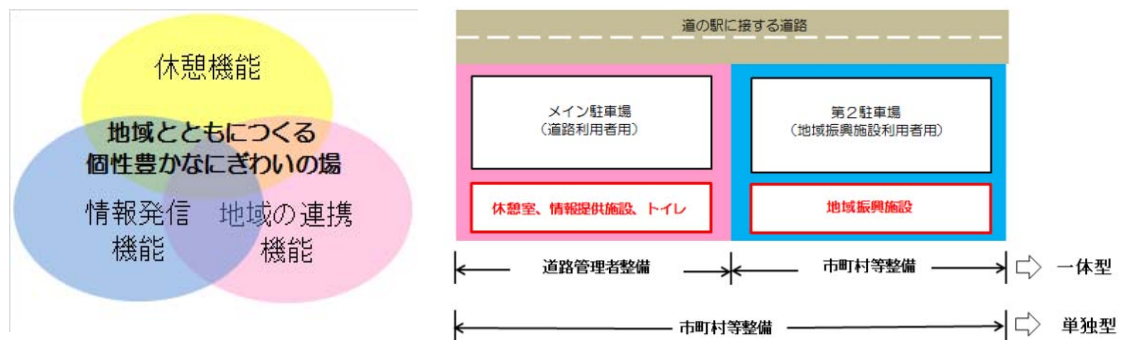


図-1「道の駅」の基本コンセプト（左）と整備方法（右）

2, 「道の駅」の実情

では、「道の駅」の実情はどのようなものであろうか。

前述の3つの機能のうち、「休憩機能」と「地域の連携機能」の2つについては、道の駅利用者の認知度も高いが、「情報発信機能」については、通行規制等の道路情報等を提供するのみとなっている道の駅も多く、活用されていないケースが散見される。

本来、「道の駅」は公共施設であり、道路利用者への安全な道路交通環境の提供の他、「道の駅」を訪れた人が地域の情報を得て、既存の観光資源の「点」と「点」同士を結びつけ周遊してもらうことで、地域全体を「面」として広域的な地域活性化を促す重要な役割を担っている。

しかし、利用者にとって「道の駅」とは、もっぱら長距離運転をするドライバーのトイレ休憩や、訪れた場所の産直品や新鮮野菜、お土産、地元食材を活用したグルメ等が楽しめる地域代表の物産施設に留まっているように思われる。

3、情報発信機能が有効的に活用されるためには

では、なぜ情報発信機能は活用されないのか。

情報発信機能が活用されない理由を「分解の木」手法により整理した。(図-2)

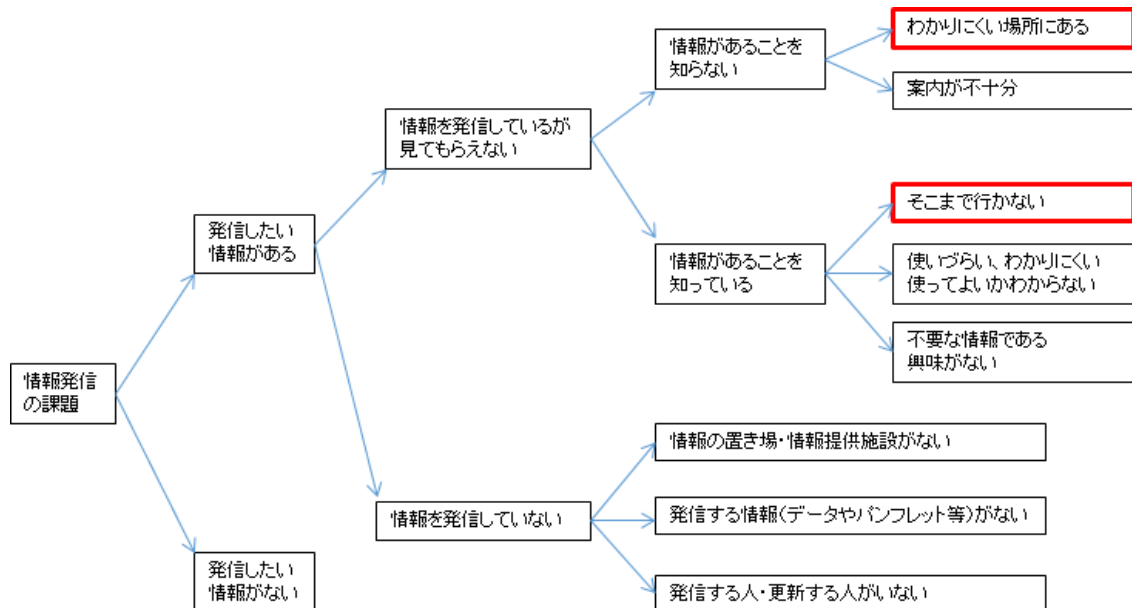


図-2 情報発信の課題

道の駅の情報提供施設の利用されやすさのポイントは、「わざわざ行かなくてもそこにある気軽さ」である。「使っていいのかな」と思わせない案内・空間づくりと「欲しい情報」がそこにあることが一目でわかることが、“気軽に”使ってもらえる要素である。

このうち、ハード的な課題、特に「情報のある場所」については、供用後では対応が困難であるため、施設の配置計画を行う設計段階より考慮しておく必要がある。

「道の駅」で利用者の活用が多く、たまりが生じる場所は、

- ・地域振興施設の出入口付近やレジ周辺（通行が多い場所）
- ・休憩ができる場所、イートインスペース（一旦座る場所）
- ・トイレ前（待ち合い時間ができる場所）

などであり、このような場所に情報を置くことで、さらに利用されやすくなるものと考えられる。

国土交通省では、全国における情報発信機能の改善事例をとりまとめた『「道の駅」情報提供機能の改善に関するチェックポイント＜第2版＞（平成25年3月）』を策定し、情報発信機能改善の取り組みを支援している。

この中で、新たに「道の駅」を設置する際の設計段階より配慮しておく必要のある「利用しやすい情報提供施設の配置」についてのチェックポイントが図-3のように示されている。「道の駅」での利用者動線（駐車場→トイレ→地域振興施設）上に情報提供施設を配置することで、自然と利用者が情報に気づき、活用されやすくなることを目指すチェックポイントであり、道の駅新規登録申請の際にも重点的に注視されている。

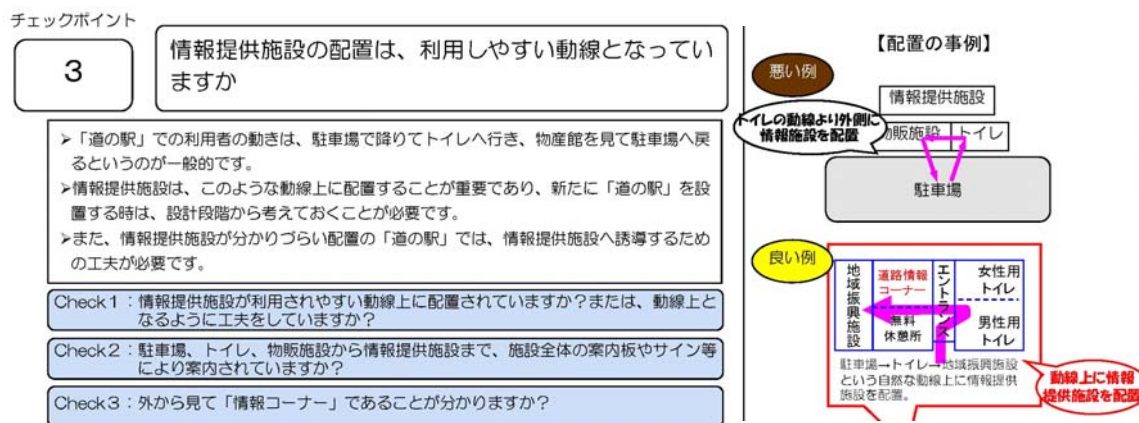


図-3 「利用しやすい情報提供施設の配置」についてのチェックポイント

4. 利用しやすい情報提供施設のある「道の駅」整備に向けて

一体型「道の駅」については、建物の整備主体が自治体と道路管理者の2者となる。利用者動線上に情報提供施設を配置した計画について、2者で施設整備する手法としては下記の3種類がある。

- ①単独案：建物をそれぞれ独立で整備する。
 - ②併設案：建物をそれぞれ独立で整備するが、一体的に使用できるように連携させる。
 - ③合築（複合化）案：建物を複合化し、2者で一体的整備を行う。
- 各々の整備手法の概要を表-1（次頁）に示す。

これらの整備手法の中で、利用されやすい情報提供場所である「地域振興施設の出入口付近やレジ周辺」「休憩ができる場所、イートインスペース」「トイレ前」に情報提供施設の配置をしやすいのが合築（複合化）案である。

地域振興施設と休憩・情報提供機能を合築（複合化）することで、トイレや物販コーナーに“来た”“ついで”に“何があるのかな”と見てもらえ、両施設が有効利用されると共に、空間を共有化（例えば、休憩室とイートインスペースの共用、歩行空間の共用等）することで、建物規模を縮小し建設コストを削減でき、また、維持管理面においても人の目が行き届き、常に清潔で、安心して使えるスペースになることが期待できる。

さらに、休憩室空間に道路区域と道路区域外を融合させることで、無人で問題無い範囲であれば自治体機能（図書館の返却窓口や、行政書類の発券機能等）の常設化や、休憩室内への自動販売機の設置を行うこと等も期待でき、利用者の利便性向上に寄与するものと考えらる。

一体型「道の駅」では、自治体と連携して整備を進めているため、用地買収後や、工事が進む中での設計変更への対応、工程調整が難しい面もある。

新規「道の駅」整備にあたっては、構想段階（用地買収前）、設計段階（工事発注前）等の要所要所での設計確認を行い、事業者間及び登録申請審査者含め、合意を得て整備を進めることが望ましい。

表-1 一体型道の駅における建物整備手法

	①単独案	②併設案	③合築（複合化）案																																																															
施設配置 模式図																																																																		
注1) 整備諸元	<table><tr><th>整備諸元</th><th>休憩所・トイレ 情報提供施設</th><th>地域振興施設</th></tr><tr><td>土地所有者</td><td>道路管理者</td><td>自治体等</td></tr><tr><td>道路区域</td><td>道路区域内</td><td>道路区域外</td></tr><tr><td>建物</td><td></td><td></td></tr><tr><td>所有者</td><td>道路管理者</td><td>自治体等</td></tr><tr><td>設計</td><td>道路管理者</td><td>自治体等</td></tr><tr><td>工事</td><td>道路管理者</td><td>自治体等</td></tr></table>	整備諸元	休憩所・トイレ 情報提供施設	地域振興施設	土地所有者	道路管理者	自治体等	道路区域	道路区域内	道路区域外	建物			所有者	道路管理者	自治体等	設計	道路管理者	自治体等	工事	道路管理者	自治体等	<table><tr><th>整備諸元</th><th>休憩所・トイレ 情報提供施設</th><th>地域振興施設</th></tr><tr><td>土地所有者</td><td>道路管理者</td><td>自治体等</td></tr><tr><td>道路区域</td><td>道路区域内</td><td>道路区域外</td></tr><tr><td>建物</td><td></td><td></td></tr><tr><td>所有者</td><td>道路管理者</td><td>自治体等</td></tr><tr><td>設計</td><td>道路管理者</td><td>自治体等</td></tr><tr><td>工事</td><td>道路管理者</td><td>自治体等</td></tr></table>	整備諸元	休憩所・トイレ 情報提供施設	地域振興施設	土地所有者	道路管理者	自治体等	道路区域	道路区域内	道路区域外	建物			所有者	道路管理者	自治体等	設計	道路管理者	自治体等	工事	道路管理者	自治体等	<table><tr><th>整備諸元</th><th>休憩所・トイレ 情報提供施設</th><th>地域振興施設</th></tr><tr><td>土地所有者</td><td>道路管理者</td><td>自治体等</td></tr><tr><td>道路区域</td><td>道路区域内</td><td>道路区域外</td></tr><tr><td>建物</td><td></td><td></td></tr><tr><td>所有者</td><td colspan="2">区分共有</td></tr><tr><td>設計</td><td colspan="2">協議によりどちらかで実施</td></tr><tr><td>工事</td><td colspan="2">受託(委託)</td></tr></table>	整備諸元	休憩所・トイレ 情報提供施設	地域振興施設	土地所有者	道路管理者	自治体等	道路区域	道路区域内	道路区域外	建物			所有者	区分共有		設計	協議によりどちらかで実施		工事	受託(委託)	
整備諸元	休憩所・トイレ 情報提供施設	地域振興施設																																																																
土地所有者	道路管理者	自治体等																																																																
道路区域	道路区域内	道路区域外																																																																
建物																																																																		
所有者	道路管理者	自治体等																																																																
設計	道路管理者	自治体等																																																																
工事	道路管理者	自治体等																																																																
整備諸元	休憩所・トイレ 情報提供施設	地域振興施設																																																																
土地所有者	道路管理者	自治体等																																																																
道路区域	道路区域内	道路区域外																																																																
建物																																																																		
所有者	道路管理者	自治体等																																																																
設計	道路管理者	自治体等																																																																
工事	道路管理者	自治体等																																																																
整備諸元	休憩所・トイレ 情報提供施設	地域振興施設																																																																
土地所有者	道路管理者	自治体等																																																																
道路区域	道路区域内	道路区域外																																																																
建物																																																																		
所有者	区分共有																																																																	
設計	協議によりどちらかで実施																																																																	
工事	受託(委託)																																																																	
利 用	・建物が点在するため、利用者にとってはわかりにくい、入りにくい施設になることもある。	・建物同士を連携させることで、利用しやすい施設に調整することができる。	・1つの建物内になるため、利用しやすい。 ・「ついで利用」による相互施設の利用活性化が期待できる。																																																															
設計施工	・各者で設計・施工するため、調整、手戻りが少ない。 ・用地買収地内であれば建物位置変更を伴う修正設計も可能。 ・コンセプト調整が不足すると、まとまりのない印象の「道の駅」になる。	・各者で設計・施工するため、連携部分(出入口位置や下屋・渡り廊下等)の調整が必要。 ・用地買収地内であれば建物の修正設計も可能。	・両者で調整しながら設計するため、スペースの共用化・多機能化によりコスト縮減が図れる。 ・建物内の用地買収範囲が限られるため、配置を変更するような修正設計は難しい（用地買収前に施設配置を確定）																																																															
管 理	・管理区分、費用負担が明確。 ・案内人が非専属の場合、建物が複数あり、管理者の目が行き届きにくい。	・管理区分、費用負担が明確。 ・案内人が非専属の場合、建物が複数あり、管理者の目が行き届きにくい。	・管理区分、費用負担の調整が必要。 ・同一施設内のため、管理が容易。 ・地域振興施設の営業時間外の施設について検討が必要。																																																															

注1) 整備諸元については、一般的なものを示しており、今回、借地や民間活用等は考慮していない。